



2

-1

神戸市水道局ホームページ
制作業務

委託仕様書

令和2年9月
*神戸市水道局

1. 目的

神戸市水道局では、市民の水道に関する各種手続きをスムーズに行っていただくとともに、疑問の解決や、緊急のお知らせ、水道事業や経営状況・水道水の魅力を市民に知っていただくことを目的として、神戸市ホームページ内に神戸市水道局のページを設置している。しかし現在の水道局のページは、情報が重複もしくは不足している箇所が多いなど、内容の整理がなされていない。それにより、項目がわかりにくく必要な情報にたどり着くことが困難なことも多々ある。また、神戸市の CMS を利用しており、レイアウトや表現に限界がある。

そこでこの度、水道に関して市民が知りたい情報を容易に得ることができ、また、神戸市水道局や神戸の水道事業のイメージアップにつながるような外部サイトでのホームページを新規に制作（現在の神戸市ホームページ内から移行）する。

2. 業務内容

(1) ホームページ全体の構成、レイアウトやビジュアル等のデザイン等の作成

- ・必要な情報を容易に得ることができるよう、簡潔でわかりやすい構成にすること。
- ・既存の地方公共団体や地方公営企業のホームページのイメージにとらわれないビジュアルであること。
- ・水道事業のイメージアップにつながるものにすること。
- ・スマートフォンでの表示を重視すること。
- ・ディレクトリ構造は、当局が作成した「サイトマップ案」（別紙）を基本にしながら、より訪問者が理解しやすい構成を企画提案すること。
- ・全体構成やデザイン、具体的な掲載内容等を議論するため、当局職員等との調整会議を適宜開催すること。

(2) ホームページに掲載する原稿作成等

- ・現ホームページの記述内容をベースに、担当課にヒアリングを行いながら、トーン・マナーを合わせるなど、よりよい文章やイラスト等を作成すること。
- ・幅広い世代の市民が閲覧しても、水道事業について理解が深まるような簡潔でわかりやすい表現にすること。

- ・子ども（小学校4年生前後）をターゲットとしたコーナー（以下「キッズページ」（仮称）という）を、特に注力して作成すること。キッズページは、神戸の水道の特徴や震災について、浄水過程、また水がもつ性質や水の不思議等をわかりやすく説明できおり、また夏休み等の自由研究の一助となるようなコンテンツで構成されるように企画すること。なお、浄水過程についての動画は、別途今年度末までに作成予定であり、当動画については、当該箇所に掲載できるようにすること。
- ・写真、水道局ロゴおよびキャラクターのデータが必要な場合は、当局が提供する。[(3)更新作業及びホームページ内企画業務]においても同様とする。

(3) 更新作業及びホームページ内企画業務

本委託契約終了後も、随時内容が陳腐化しないよう当局担当者と協議しながら、更新作業を行う。また、別途ホームページ内に掲載するコンテンツを企画し作成を行うこと。なお、これらの作業および保守管理業務を含めて、翌年度以降2,500,000円（税抜）の予算を予定しており（ただし、年度ごとに予算が議決された場合に有効となる）、今回契約を行った事業者には、令和3年4月1日より1年契約（最長令和8年3月31日までを予定しているが、協議により延長する場合がある。）で当該業務を委託することを予定している。詳細は別途協議の上、決定する。

(a)更新作業

- ・当局が指示する軽微な更新部分や修正点をその都度反映させること。
- ・当局より、大規模な修正を指示する場合は、別途協議の上、詳細を決定する。
- ・トップ画面のイメージやホームページのデザインを適宜更新するなど、陳腐化を防ぐこと。

(b)ホームページ内企画業務

- ・ホームページ内に水道事業のトピックや水道水の魅力等について市民が理解しやすいようなコンテンツを当局と協議しながら企画し作成すること。
- ・企画ページは、定期的な更新を行うこと。

(4) 実装・構築・移行作業・保守管理

- ・「仕様書（システム）」（別紙）を参考にすること。
- ・「サイトマップ案」（別紙）より、[お知らせ（利用者の方へ）]のページに関しては、CMS等で当局の職員が更新できるようにすること。

(5) 管理運用のマニュアル作成

- ・CMS等で [お知らせ（利用者の方へ）]のページの更新を行う際の流れなどをまとめること。

3. その他事項

納品日

契約後、協議によって定める日（2月末を想定）にホームページを公開することとする。その後、約1カ月間を調整期間と設定し、期間内に当局より修正を指示した箇所については、速やかに対応すること。

瑕疵担保責任

本業務の運用開始後1年間は、業務の成果物に不備があり、当局が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し、回答すること。調査の結果、成果物に関して瑕疵などが認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に当局の承諾を得てから着手し、修正結果等について報告すること。

著作権について

- (1)本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という)についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。
- (2)本仕様書による業務により作成された成果物に係る著作権は、神戸市水道局に帰属、もしくは受託事業者は、当局に譲渡する。
- (3)受託者は、当局が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、当局の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- (4)受託者は、当局の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない、契約期間等の終了の後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。
- (5)作成したインフォグラフィックやイラスト等は、個別の画像データでも当局に納品し、それらは今後協議の上、ホームページ以外の当局の広報印刷物等でも使用することがある。

仕様について

- (1)本仕様書及び仕様書(システム)の変更を必要とする場合には、あらかじめ当局と協議のうえ、承認を得ること。
- (2)本仕様書及び仕様書(システム)に定めのない事項または本仕様書及び仕様書(システム)について疑義の生じた事項については当局と受託者とが協議して定めるものとする。